１．件　名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（４８５））
２．日　時：平成２９年１１月１４日　１０時００分～１１時００分
　　１３時３０分～１６時００分
３．場　所：原子力規制庁　９階Ｄ会議室
４．出席者
原子力規制庁：
新基準適合性審査チーム
名倉安全管理調査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、江嵜安全審査官、
吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与、山浦技術参与、郡安技術参与
原子力規制部　審査グループ　地震・津波審査部門
植木安全審査官
技術基盤グループ　地震・津波研究部門
山﨑主任技術研究調査官、堀野技術参与

事業者：
日本原子力発電株式会社：開発計画室　室長代理　他１４名
中部電力株式会社：原子力本部　原子力部　副長
北陸電力株式会社：原子力本部　原子力部　原子力耐震技術チーム　副課長
中国電力株式会社：電源事業本部　原子力耐震グループ
電源開発株式会社：設備技術室　設備耐震技術タスク　担当

５．要旨
（１）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第４条　地震による損傷の防止」について、平成２９年１１月８日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）及び、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

＜設置変更許可申請書（一部補正）について＞
○　原子力規制庁から、事実関係の確認を行うとともに、今後必要に応じて指摘等を行っていく旨伝えた。

＜地震による損傷について＞
○　大物搬入口建屋の耐震重要度クラスと耐震設計の方針について、事業者としての考え方(JEAG4601 の定義の再確認等)を安全機能維持の観点から整理し再度提示すること。
◯　既設ＤＢ施設の耐震評価条件について、適切な参照プラントを選び、その差異を明らかにした上で、特別な設計が必要となる部分を、整理し再度提示すること。
◯　機器・配管の静的地震力による評価について、水平・鉛直震度の組合せ等の具体的評価手順として荷重の組合せと同じ方法用いる妥当性を、整理し提示すること。

○　水平２方向の地震力が作用する機器の矩形配置されたボルトに対する検討について、震度に対して、水平２方向の割合が１：０．４という荷重係数法の考え方を使うことの物理的意味や妥当性を、整理し提示すること。

（２）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

６．その他

提出資料：

・東海第二発電所　地震による損傷の防止